

# 中間連結財務諸表／貸出金

Jimoto Holdings

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーから提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	
非上場株式（※1）（※2）	1,450百万円
合 計	1,450百万円

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

### 7. 資産除去債務関係

当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	101百万円
時の経過による調整額	0百万円
中間連結会計期間末残高	101百万円

### 8. セグメント情報等

#### (1) セグメント情報

当社グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当社グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務、ベンチャーキャピタル業務及び事務受託業務が含まれております。

#### (2) 関連情報

##### ① サービスごとの情報

(単位：百万円)

外部顧客に対する経常収益	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
	12,017	6,614	3,257	21,889

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

##### ② 地域ごとの情報

#### 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

### ③ 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

### (3) 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当社グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務、ベンチャーキャピタル業務及び事務受託業務が含まれております。

### (4) 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当社グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務、ベンチャーキャピタル業務及び事務受託業務が含まれております。

### (5) 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## 9. 1株当たり情報

### 1. 1株当たり純資産額

1株当たり純資産額	302.54円
-----------	---------

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

純資産の部の合計額	114,551百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	60,436百万円
（うち非支配株主持分）	(263百万円)
（うち優先株式発行金額）	(60,000百万円)
（うち定時株主総会決議による優先配当額）	(—)
（うち中間優先配当額）	(173百万円)
普通株式に係る中間期末の純資産額	54,114百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	178,862千株

### 2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

1株当たり中間純利益金額	17.44円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益	3,293百万円
普通株主に帰属しない金額	173百万円
うち中間優先配当額	173百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	3,120百万円
普通株式の期中平均株式数	178,862千株
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	6.85円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	173百万円
うち中間優先配当額	173百万円
うち連結子会社の潜在株式による調整額	—
普通株式増加数	301,298千株
うち優先株式	268,645千株
うち新株予約権付社債	32,653千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

### 10. 重要な後発事象

該当事項はありません。

## リスク管理債権額（連結）

(単位：百万円)

	平成26年9月期	平成27年9月期
破綻先債権額	1,517	1,084
延滞債権額	45,666	45,225
3カ月以上延滞債権額	—	—
貸出条件緩和債権額	4,324	4,990
合計	51,509	51,300

(注) 1. 破綻先債権とは、未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金の未収利息の収益計上基準については、資産の自己査定の結果に基づき、「破綻先」、「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸出金の未収利息を税法基準に拘わらず不計上としております。

4. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。